## 特別支援学校·地域等連携推進事業

根拠

## **○改正学校教育法71条の3**(平成19年4月1日施行)

特別支援学校においては、幼稚園、小・中・高等学校等の要請に応じて、障害のある児童、生徒又は幼児の教育に関し、必要な助言又は援助を行う努力義務がある。

## 〇特別支援教育の推進について 文部科学省初等中等教育局長通知

<u>これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。</u>

医療

医師・医療機関・保健所等

特別支援学校

田温田

福祉

連携

児童相談所•福祉施設等

地域支援センター

(地域支援コーディネーター: 専任) 連携推進会議事務局 相談支援チームの組織・運営調整 連携 労働

労働局·企業等

特別支援連携 推進会議

地域の医療・福祉・労働等関係機関が障害のある子どもに対する 支援を充実するため連携体制の運営方針を協議

相談支援チーム

関係機関と連携し、専門性のあるメンバーからなるチームを 組織

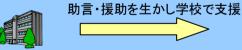
教育相談

相談支援チームを活用し、障害のある子どもに対する望ましい教育的対応について、電話・来校・巡回により助言・援助

(障害に関する知識・学校生活での接し方等)

支援

(家庭における接し方 等)





幼稚園・小・中・高等学校等

本人、保護者、担任等

研修支援

校内研修等への講師派遣、教材・教具の貸し出し、施設設備の提供等

学校に対して、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」作成を積極的に支援

啓発広報

公開講座等の企画運営、地域支援センターの積極的広報

◆障害のある幼児児童生徒が地域において豊かに学び、生活するために、特別支援学校が地域の医療・保健・福祉・労働といった関係機関等と連携して地域の幼稚園、小・中・高等学校及び本人・保護者へのサポートを行う。